

産業廃棄物不法投棄等原状回復措置推進費補助金

3,670百万円(3,970百万円)

廃棄物・リサイクル対策部適正処理・不法投棄対策室

1. 事業の概要

平成9年の廃棄物処理法改正により、環境大臣が指定する「産業廃棄物適正処理推進センター」に基金を設けて産業界からの自主的な拠出を求め、投棄者不明等の場合に支障除去等の事業を代執行する都道府県等に資金の支援を行う制度が創設された。

また、平成9年の廃棄物処理法改正の施行日である平成10年6月以前に起きた不法投棄等事案に係る支障の除去等を計画的かつ着実に推進するため、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」が施行された。

本補助金は、これら不法投棄等の事案による生活環境上の支障除去等の措置事業を行う都道府県等に対し、必要な経費を補助するものである。

2. 施策の効果

本補助金により、都道府県等の生活環境保全上の支障等除去事業が計画的かつ着実に行われることで、生活環境保全上の支障又はそのおそれのある産業廃棄物の不法投棄等の事案の減少及び産業廃棄物処理への国民の不信感の払拭や不安の解消。

3. 備考

- | | |
|------------------------|----------|
| ・ 廃棄物処理法による基金補助 | 170百万円 |
| ・ 特定産業廃棄物支障除去等特措法による補助 | 3,500百万円 |